

(9) 日常生活用具給付事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護訓練支援用具	254件	254件	254件
②自立生活支援用具	1,056件	1,056件	1,056件
③在宅療養等支援用具	513件	513件	513件
④情報・意思疎通支援用具	1,600件	1,600件	1,600件
⑤排泄管理支援用具	59,838件	61,423件	63,008件
⑥住宅改修費	140件	140件	140件
日常生活用具合計	63,401件	64,986件	66,571件

給付件数の大多数を占める排泄管理支援用具（ストマ、紙おむつ）については近年の給付実績の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

その他の日常生活用具については、近年の給付実績が概ね一定の水準で推移している状況を踏まえて、現在の給付実績が継続するものとして見込量を設定します。

情報・意思疎通支援用具については、情報バリアフリー事業（1回限りの補助）からの移行により、平成26年度から耐用年数経過後の更新が可能になったため、その給付件数も見込んでいます。

(10) 移動支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	5,512人	5,833人	6,221人
及び利用時間	129,167時間	136,931時間	146,174時間

外出時の支援については今後の利用ニーズが高く、これまでと同様の増加が継続するものと見込まれることから、近年のサービスの伸び率を基本として見込量を設定します。平成26年度から重度訪問介護の対象者が拡大されたため、重度訪問介護へ移行する利用者

の影響を勘案して見込量を設定します。

(11) 地域活動支援センター

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援型	9箇所	9箇所	9箇所
活動支援A型	46箇所	46箇所	46箇所
活動支援B型	9箇所	9箇所	9箇所

生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、平成27年度以降についても、現在の箇所数を見込量とします。

活動支援型については、平成24年度以降、利用が減少しており、箇所数も減少していますが、今後における見込量としては現在の箇所数が継続するものとして設定します。

(12) 手話奉仕員養成研修事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間実利用者数	920人	1,000人	1,080人

(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・ 要約筆記者 養成事業	72人	32人	72人
盲ろう者通訳・ 介助者養成事業	18人	18人	18人

要約筆記者の養成は隔年実施のため、平成28年度については手話通訳者のみ見込みます。

(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	386人 2,918件	426人 3,181件	460人 3,431件
盲ろう者通訳・ 介助者派遣事業	34人 4,832件	35人 4,973件	36人 5,116件

〔任意事業〕

(15) 訪問入浴サービス事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間延べ件数	16,362件	16,362件	16,362件

訪問入浴サービス事業は、対象者数・利用者数とも横ばいであり、近年の実績の増等を踏まえて第3期計画での見込量を修正します。

(16) 日中一時支援事業

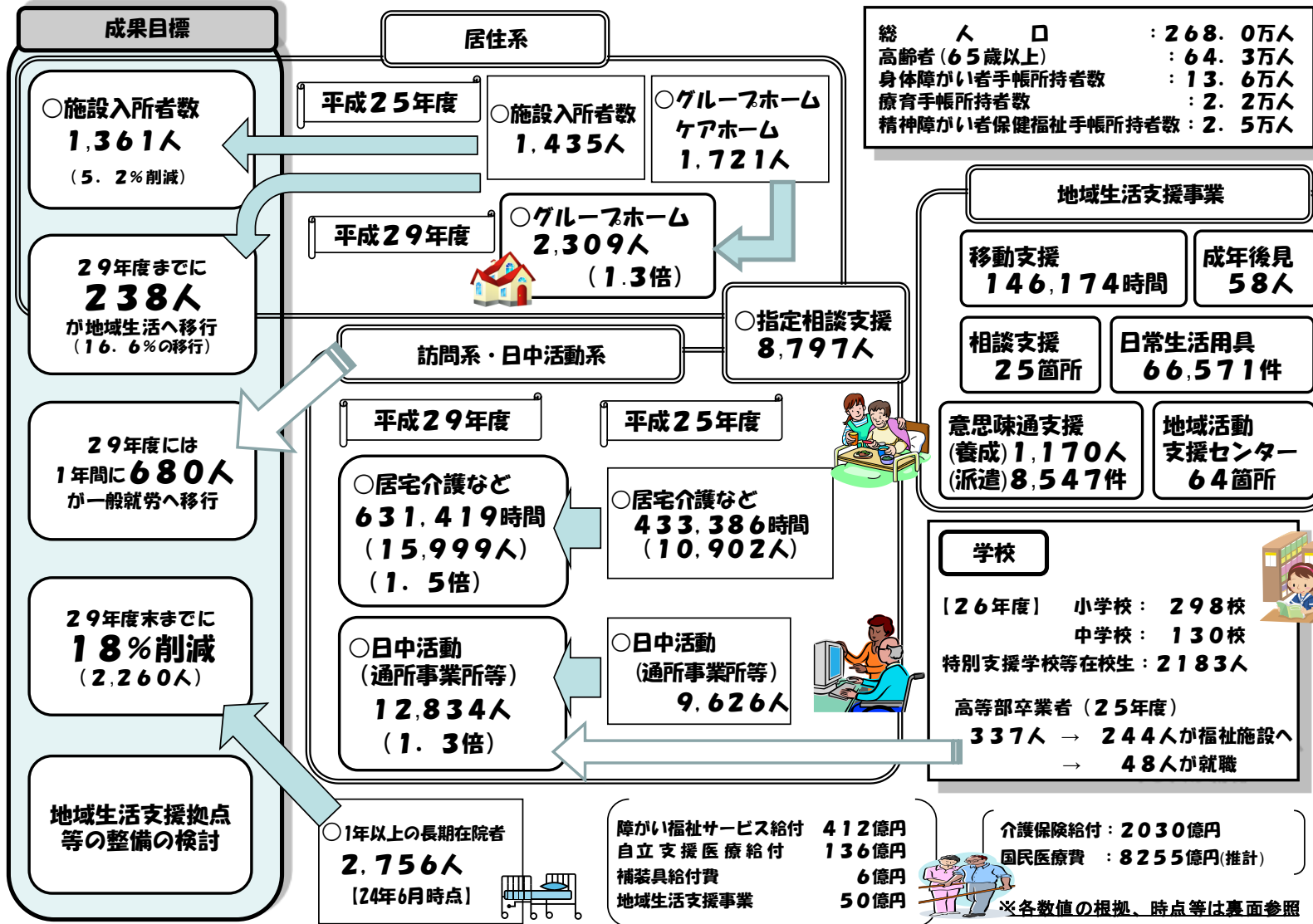
事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員 及び利用日数	207人 869日	207人 869日	207人 869日

日中一時支援は、平成24年度以降、利用者が減少していますが、現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

## 第 4 部 參考資料



# 大阪市のサービス供給体制の見通し



## 「大阪市のサービス供給体制の見通し」の各数値の根拠、時点等

### 上部右

	数値	根拠【時点】
総人口	2,680,258 人	大阪市推計人口【26.4.1 現在】
高齢者（65 歳以上）	643,232 人	大阪市推計人口【25.10.1 現在】
身体障がい者手帳所持者数	135,730 人	身体障がい者手帳交付台帳登載数【25 年度末】
療育手帳所持者数	21,569 人	療育手帳交付台帳登載数【25 年度末】
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	25,486 人	精神障がい者保健福祉手帳交付台帳登載数【25 年度末】

### 下部中央

	数値	根拠【時点】
障がい福祉サービス給付	412 億円	25 年度大阪市決算額
自立支援医療給付	136 億円	25 年度大阪市決算額
補装具給付費	6 億円	25 年度大阪市決算額
地域生活支援事業	50 億円	25 年度大阪市決算額

### 下部右

	数値	根拠【時点】
介護保険給付	2,030 億円	25 年度大阪市決算額
国民医療費	8,255 億円	25 年度国民医療費一人あたり医療費 308 千円から推計

### 中央右（学校）

	数値	根拠【時点】
小学校	298 校	【26 年 5 月 1 日】
中学校	130 校	【26 年 5 月 1 日】
特別支援学校等在校生	2,183 人	【26 年 5 月 1 日】
高等部卒業者	337 人	25 年度実績
障がい者支援施設へ 就職へ	244 人 48 人	25 年度実績 25 年度実績

### 上部中央（居住系）

	数値	根拠【時点】
入所施設入所者	1,435 人	【25 年度末】
1 年以上の長期在院者	2,756 人	24 年 6 月精神科在院患者調査
グループホーム・ケアホーム	1,721 人	25 年度実績

### 中央

	数値	根拠【時点】
訪問系	433,386 時間	25 年度実績
日中活動系	9,626 人	25 年度実績

## 大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画（素案）に係る

### 意見募集の結果

#### 1 募集期間

平成26年12月25日から平成27年1月26日

#### 2 素案の公表方法

福祉局障がい福祉課、大阪市保健所、こころの健康センター、各区役所、大阪市サービスカウンター等で素案・概要版を配布した他、ホームページに掲載

#### 3 受け付け方法

電子メール、ファックス、郵送等、持ち込み

#### 4 受付件数

	<u>合計</u>	14件
メール		6件
ファックス		5件
郵送等		3件
持ち込み		0件

#### 5 項目別意見の件数

	<u>合計</u>	32件
第1部 総論		
第1章 計画の基本的考え方		1件
第2章 大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性		1件
第3章 計画推進にあたっての基本的な方策		0件
第2部 各論		
第1章 共に支えあって暮らすために		2件
第2章の1 地域での暮らしを支えるために	13	件
第2章の2 地域生活への移行		1件
第3章 地域で学び・働くために		4件
第4章 住みよい環境づくりのために		6件
第5章 地域で安心して暮らすために		0件
第3部 第4期障がい福祉計画		1件
その他		2件



# 平成 25 年度大阪市障がい者等基礎調査 結果の概要

## 1 調査概要

### (1) 調査目的

本調査は、「第3期大阪市障がい福祉計画」が平成26年度で終了すること及び「大阪市障がい者支援計画」の中間見直しを行う必要があることから、平成27年度以降の次期障がい福祉計画策定や障がい者支援計画の見直しにあたっての基礎資料を得るために実施するものであるが、得られた生活状況やニーズ等については貴重な資料として、今後の障がい者施策、難病施策の充実に向けて幅広く活用していくこととするものである。

### (2) 調査対象及び調査方法

1) 調査対象は別表1のとおり。

2) 調査期間

平成26年1月6日 調査票を発送。

回答期限 平成26年1月24日。

3) 調査実施方法

調査は、郵送留置郵送回収法（郵送により調査票を発送、返信用封筒による郵送により調査票を回収）により実施した。

回答は無記名とし、対象者本人による回答を原則としたが、困難な場合は家族等による代理記入にて回答を得

た。

また本人調査とともに、家族用、事業者用、入所施設管理者用の調査も実施した。

### (3) 調査数及び回収状況

別表1のとおり。

全発送数 38,952 通に対して、有効回収数 14,811 通、有効回収率 38.0% である。

※ 有効回収数は全回収数のうち、無回答(白紙)の調査票を除いたものを、有効回収数とした。

### (4) 参考

手帳所持者数(平成26年3月末現在)

身体障がい者手帳	135,730 人
療育手帳	21,569 人
精神障がい者保健福祉手帳	25,486 人

### (5) その他

調査結果については、端数処理のため、構成比が100%にならない場合があります。

調査票	調査票 種別	対象者	発送数	有効 回収数	有効 回収率
障がい者（児）基礎調査票（本人用）	A 1	平成25年12月1日現在の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳交付者及び自立支援医療（精神通院）の利用者から無作為で抽出した方	16,004	6,372	39.8%
障がい者（児）基礎調査票（家族用）	A 2	上記調査票A 1に同封した	16,004	5,178	32.4%
障がい福祉サービス事業者等調査票	B	平成25年10月1日現在の障がい福祉サービス事業者等（移動支援事業所、地域活動支援センターを含む）	2,438	1,235	50.7%
発達障がい者支援センター利用者アンケート	C	平成24年度中に大阪市発達障がい者支援センターを利用した者の中から住所氏名の把握等が可能であった方	210	98	46.7%
高次脳機能障がいに関するアンケート	D	大阪市内の整形外科、リハビリテーション科、脳外科、脳神経外科、精神科、神経科、神経内科、心療内科を標榜している医療機関に平成26年1月6日から16日までの間に入院または通院された方で当該医療機関医師が高次脳機能障がい（疑い含む）であると判断した方	1,231	69	5.6%
障がい者（児）基礎調査票（施設入所者用）	E 1	施設入所前の住所が大阪市内であり、平成25年12月1日現在入所されている方（悉皆調査）	1,636	1,149	70.2%
障がい者（児）基礎調査票（入所施設管理者用）	E 2	施設入所前の住所が大阪市内であった方が入所している施設（調査票E 1に同封）	164	101	61.6%
特定疾患基礎調査票	F	平成25年11月1日現在の特定疾患医療受給者から無作為抽出した方	615	318	51.7%
小児慢性特定疾患児基礎調査票	G	平成25年11月1日現在の小児慢性特定疾患医療受給者から無作為抽出した方	650	291	44.8%

## 2 調査の結果

※表における A1、A2、B、C… は、調査票種別による。

N = は回答数

### (1) 利用している障がい福祉サービス

利用している障がい福祉に関するサービスは、市営交通の  
運賃割引・重度障がい者タクシー給付券が最も高くなっている。

	N =	6,032
ホームヘルプなど(「居宅介護」「重度訪問介護」)		12.7%
外出時の支援(「同行援護」「行動援護」「移動支援」)		10.5%
短期入所(ショートステイ)		3.6%
グループホーム、ケアホーム		2.5%
施設入所		3.8%
生活介護		8.9%
自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)		3.6%
就労移行支援		1.3%
就労継続支援		2.3%
相談支援(計画相談支援・地域相談支援・障がい児相談支援)		3.3%
児童福祉サービス(放課後等デイサービスなど)		2.4%
補装具・日常生活用具		11.8%
日中一時支援		1.5%
自立支援医療(精神通院)		13.3%
自立支援医療(育成医療・更生医療)		1.9%
地域活動支援センター		2.1%
市営交通の運賃割引証・重度障がい者等タクシー給付券		52.0%
手話通訳などのコミュニケーション支援		0.4%
医療費助成(重度障がい者・一部負担金)		17.8%
その他		4.9%
これらのサービスを利用していない		8.5%
無記入		8.9%

(2) 障がい者施策全般で望むこと

障がい者施策全般で望むことは、「災害時などの緊急時の防災対策」「所得の保障」「障がい福祉サービスの利用者負担の軽減」などの割合が比較的高くなっている。

	N =	6,032
ホームヘルプサービスなどの充実		16.7%
日中活動の場の充実		10.7%
ショートステイサービスの充実		7.3%
グループホーム、ケアホームの充実		8.2%
相談支援体制の充実		18.2%
障がい福祉サービスの利用者負担の軽減		18.3%
地域移行支援の充実		4.4%
就労支援の充実		13.4%
所得の保障		21.3%
交通バリアフリーなどの福祉のまちづくりに基づく環境整備		13.7%
暮らしやすい住宅の整備		13.4%
保健、医療、リハビリテーションの機能の充実		15.8%
障がいの特性に配慮した情報提供の充実		14.6%
外出時の支援の充実		11.7%
趣味、余暇活動の場の確保		9.1%
地域リハビリテーションの充実		6.4%
高齢障がい者支援の充実		18.0%
障がいに対する理解を深めるための啓発、広報の充実		11.5%
成年後見制度などの権利擁護の充実		5.4%
災害時などの緊急時の防災対策		22.1%
その他		2.0%
特になし		12.0%
無記入		16.5%

### (3) 発達障がいのある人を対象とする調査

#### 1) 発達障がいに気づいたのは誰か

発達障がいの可能性があると言われたことや気づいたきっかけは、家族が気づいた(54.1%)、本人が気づいた(26.5%)等の家族による気づきを除いては、診療所や病院の医師に言われた(21.4%)、乳幼児健診を含む区保健福祉センターの職員から言われた(12.3%)、保育所・幼稚園・学校の先生に言われた(8.2%)の順番で回答があった。

	C
	N = 98
家族が気づいた	54.1%
本人(あなた)が気づいた	26.5%
乳幼児健診で言われた	8.2%
乳幼児健診以外の場で保健福祉センターの職員から言われた	4.1%
保育所、幼稚園、学校の先生に言われた	8.2%
診療所や病院の医師に言われた	21.4%
上記以外で言われた	10.2%
わからない	1.0%
無記入	1.0%

#### 2) 発達障がいの相談

発達障がい者支援センター以外の公的機関で、発達障がいのことで相談しているところは、診療所や病院(44.9%)に続き、区保健福祉センター(19.4%)、福祉サービス事業所(12.2%)、相談支援事業所(10.2%)、の順番で回答があり、日常生活で、発達障がいのある人(もしくはその保護者)と身近に接する機会の多い公的機関において相談を行っているケースが多いことがわかる。

	C
	N = 98
区保健福祉センター	19.4%
診療所や病院	44.9%
心身障がい者リハビリテーションセンター	8.2%
こころの健康センター	3.1%
こども相談センター	5.1%
相談支援事業所	10.2%
福祉サービス事業所	12.2%
保育所、幼稚園、学校	5.1%
発達障がいに関する当事者団体	7.1%
その他	9.2%
無記入	21.4%

### 3) 発達障がい困っていること

発達障がいに関すること困っていることとして主なものは、周りの理解がない(45.9%)に続き、相談できる相手がない、少ない(42.9%)、相談支援のための機関が少ない(33.7%)、発達障がいに関する情報が入手しにくい(30.6%)の順番で回答があり、日常生活における居場所を求めると言うよりも、周囲の発達障がいに係る理解が十分でないことが困り感を生み出す原因となっていることがわかる。

	C
	N = 98
相談できる相手がない、少ない	42.9%
発達障がいに関する情報が入手しにくい	30.6%
診断してくれる医療機関がみつけにくい、少ない	27.6%
同じ障がいを持つ人がいない、少ない	24.5%

相談支援のための機関が少ない	33.7%
周りの理解がない	45.9%
日中過ごすための場所がない、少ない	16.3%
グループホームなどの暮らしの場がない	8.2%
その他	19.4%
特に無い	7.1%
無記入	9.2%

(5) 高次脳機能障がいのある人を対象とする調査

(高次脳機能障がいのある人とは、診断を受けた人及びその疑いがある人。)

高次脳機能障がいとなった原因としては頭部を強打が21.7%、脳血管疾患が46.4%となっている。

	D
N =	69
交通事故で頭を強打したことがある	13.0%
交通事故以外で頭を強打したことがある	8.7%
脳血管疾患になったことがある	46.4%
その他	10.1%
無記入	24.6%

(6) 特定疾患・小児慢性特定疾患のある人を対象とする調査

1) 受診状況

受診状況は、調査票F、Gとも「通院中」が最も多くなっている。

	F	G
N =	318	291
通院中	89.0%	93.5%
通院と往診	2.2%	2.7%



往診のみ	2.8%	0.3%
入院中	1.9%	2.1%
その他	1.9%	0.7%
無記入	2.2%	0.7%

## 2) 通院回数

通院回数は、調査票 F、G とも「1ヶ月に1回」がもっとも高くなっている。次に高いものとして調査票 F では「2ヶ月に1回」が 27.9%、調査票 G では「3～5ヶ月に1回」が 27.1%となっている。

	F	G
	N=	290
1週間に2回以上	2.8%	0.4%
1週間に1回	2.8%	1.8%
1か月に3回	1.4%	0.4%
1か月に2回	8.3%	3.9%
1か月に1回	36.2%	36.1%
2か月に1回	27.9%	17.5%
3～5か月に1回	13.8%	27.1%
半年に1回	3.8%	7.9%
決まっていない	1.4%	2.9%
無記入	1.7%	2.1%

## 3) 介助者

介助者は、無回答を除けば、調査票 F では「妻」が 17.9%と最も高く、次いで「子ども」が 16.0%となっていることから家族が介助者となっており、調査票 G では「母」が 44.0%と最も高く、次いで「父」が 29.2%となっていることから、親が介助者となっていることがわかる。

	F	G
	N= 318	291
夫	13.5%	0.0%
妻	17.9%	0.0%
父	1.3%	29.2%
母	3.5%	44.0%
子ども	16.0%	0.0%
祖父母	0.3%	11.7%
兄弟姉妹	2.2%	4.8%
その他の親族	0.0%	2.7%
近所の人	1.3%	0.0%
友人・知人	0.9%	0.0%
ボランティア	0.0%	0.0%
ホームヘルプサービスなどの公的な介護サービス	13.5%	6.5%
家政婦などの私的な介護サービス	1.6%	0.3%
その他	8.8%	0.7%
無記入	42.5%	56.4%

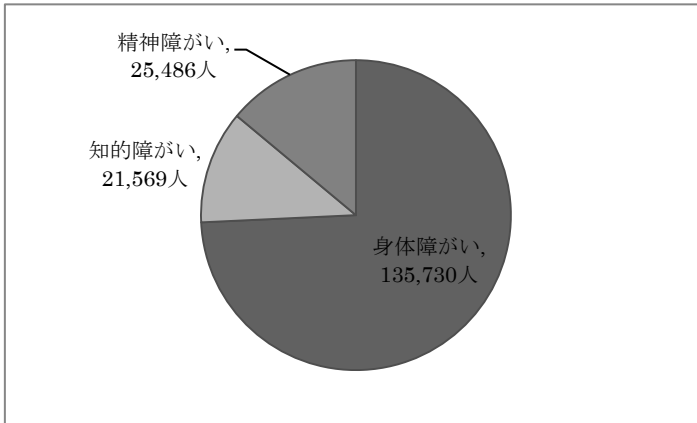
#### 4) 介助者の健康状態

介助者の健康状態は、調査票 F は「通院中」、G は「健康」が最も高くなっている。

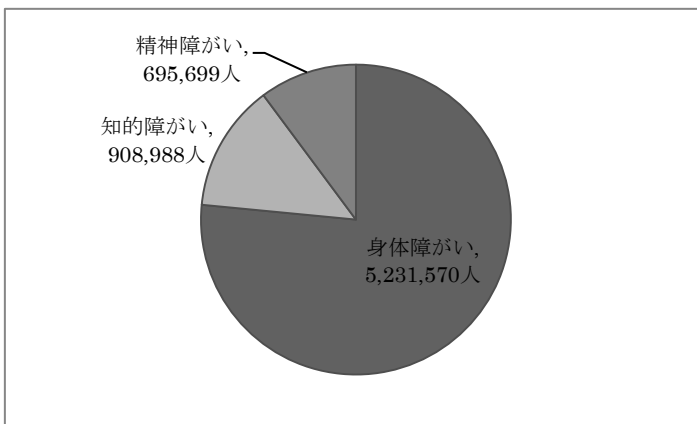
	F	G
	N= 135	291
健康	40.0%	37.8%
通院はしていないが、具合の悪いことが多い	10.4%	5.8%
通院中	41.5%	5.8%
無回答	8.1%	50.5%

## 障がい者数

大阪市（障がい者手帳交付者数）  
（平成 26 年 3 月末現在）

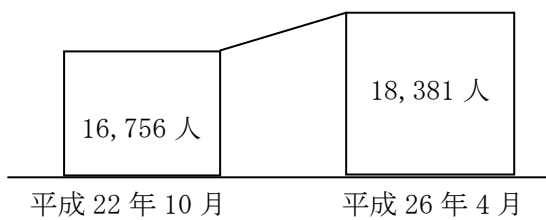


【参考】全国（障がい者手帳交付者数）  
（平成 25 年 3 月末現在）



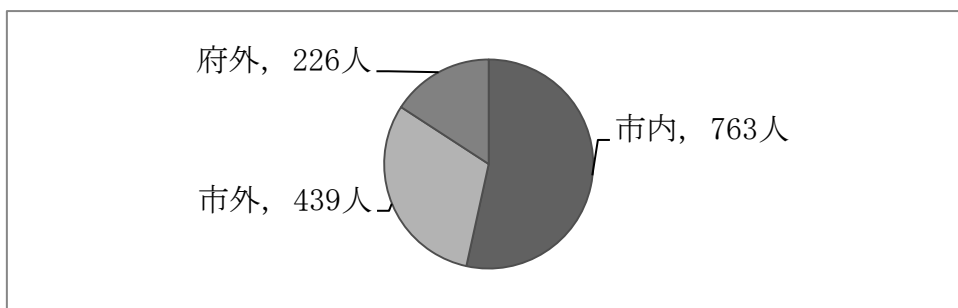
## 障がい福祉サービスの利用状況

○利用者数の推移  
（3年半で約1割増加）



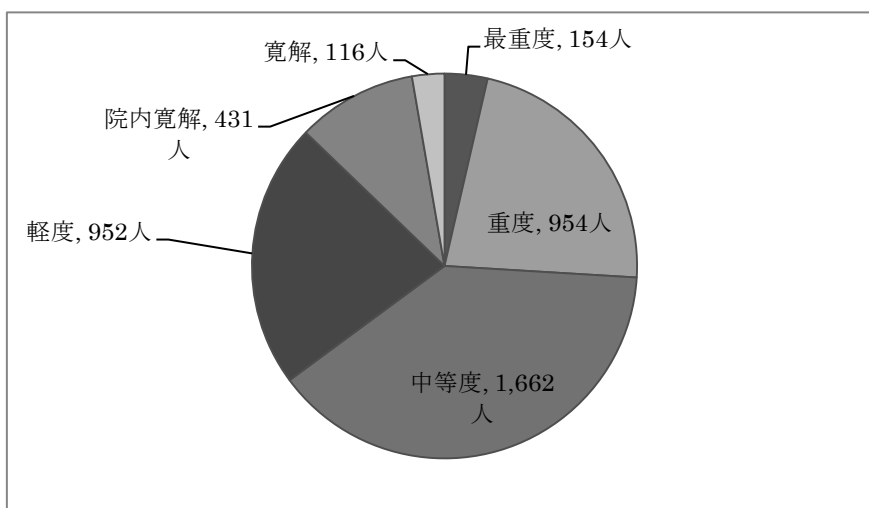
## 施設入所者の地域別の状況

(平成 26 年 4 月時点)

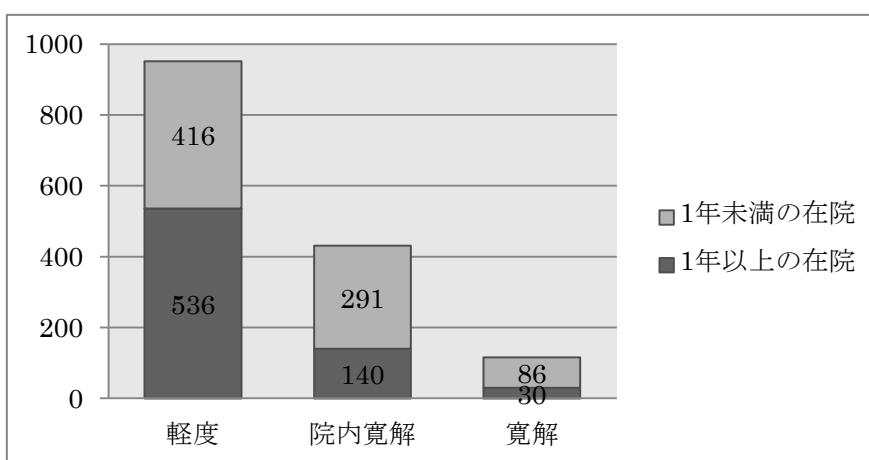


## 精神科在院患者数・病状区分別人数

精神科在院患者 (平成 25 年 6 月 30 日現在)



1 年以上在院している病状区分別人数 (平成 25 年 6 月 30 日現在)



大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画策定に向けた取り組みの経過

平成26年2月26日	<p>大阪市障がい者施策推進協議会計画策定・推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期大阪市障がい福祉計画の進捗状況について</li> <li>・平成25年度大阪市障がい者等基礎調査の状況について</li> <li>・大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定について</li> </ul>
平成26年3月20日	<p>大阪市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期大阪市障がい福祉計画の進捗状況について</li> <li>・平成25年度大阪市障がい者等基礎調査の報告書について</li> <li>・大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定について</li> </ul>
平成26年4月8日	<p>第1回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的枠組みの検討</li> <li>・第1部 総論</li> </ul>
平成26年4月22日	<p>第2回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2部 各論 第1章 共に支えあって暮らすために</li> </ul>
平成26年5月13日	<p>第3回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2部 各論 第3章 地域で学び働くために</li> <li>・第2部 各論 第5章 地域で安心して暮らすために</li> </ul>
平成26年5月27日	<p>第4回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2部 各論 第4章 住みよい環境づくりのために</li> </ul>
平成26年6月10日	<p>第5回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2部 各論 第2章 地域での暮らしを支えるために</li> </ul>
平成26年6月24日	<p>第6回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1部 総論</li> <li>・第2部 各論 第1章 共に支えあって暮らすために</li> <li>・第2部 各論 第3章 地域で学び働くために</li> <li>・第2部 各論 第4章 住みよい環境づくりのために</li> <li>・第2部 各論 第5章 地域で安心して暮らすために</li> </ul>

<p>平成26年7月8日</p>	<p>第7回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2部 各論 第2章の2 地域生活への移行</li> <li>・第3部 第4期大阪市障がい福祉計画</li> </ul>
<p>平成26年7月22日</p>	<p>第8回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3部 第4期大阪市障がい福祉計画</li> </ul>
<p>平成26年8月8日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」における検討状況について</li> </ul>
<p>平成26年8月12日</p>	<p>第9回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1部 総論</li> <li>・第2部 各論 第1章 共に支えあって暮らすために</li> <li>・第2部 各論 第2章 地域での暮らしを支えるために</li> <li>・第2部 各論 第2章の2 地域生活への移行</li> <li>・第2部 各論 第3章 地域で学び働くために</li> <li>・第2部 各論 第4章 住みよい環境づくりのために</li> <li>・第2部 各論 第5章 地域で安心して暮らすために</li> <li>・第3部 第4期大阪市障がい福祉計画</li> </ul>
<p>平成26年8月26日</p>	<p>第10回ワーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1部 総論</li> <li>・第2部 各論 第1章 共に支えあって暮らすために</li> <li>・第2部 各論 第2章 地域での暮らしを支えるために</li> <li>・第2部 各論 第2章の2 地域生活への移行</li> <li>・第2部 各論 第3章 地域で学び働くために</li> <li>・第2部 各論 第4章 住みよい環境づくりのために</li> <li>・第2部 各論 第5章 地域で安心して暮らすために</li> <li>・第3部 第4期大阪市障がい福祉計画</li> </ul>
<p>平成26年9月25日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会計画策定・推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」（素案）について</li> </ul>

<p>平成26年10月27日</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」(素案)について</li> </ul>
<p>平成27年2月頃</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会計画策定・推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」(素案)について</li> <li>・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」(素案)への意見公募結果について</li> </ul>
<p>平成27年3月頃</p>	<p>大阪市障がい者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」(素案)について</li> <li>・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定」(素案)への意見公募結果について</li> </ul>
<p>平成27年3月末</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び第4期大阪市障がい福祉計画の策定」</li> </ul>

## 大阪市障がい者施策推進協議会委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏名	補職名	備考
宇多 民夫	弁護士	
栄 セツコ	桃山学院大学社会学部教授	
佐藤 忠男	一般社団法人 大阪市肢体障害者協会会長	
里見 恵子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
壺阪 敏幸	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会専務理事	
西滝 憲彦	大阪市聴言障害者協会会長	
藤森 次勝	一般社団法人 大阪府医師会理事	
松端 克文	桃山学院大学社会学部教授	会長
的場 操央	特別養護老人ホーム花嵐勤務	
三田 優子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
山野 一美	一般社団法人 大阪市視覚障害者福祉協会会長	
山本 深雪	大阪精神障害者連絡会代表	

(計 12名)



大阪市障がい者施策推進協議会  
障がい者計画策定・推進部会委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏 名	補 職 名	備考
市原 聡	一般社団法人 大阪府歯科医師会常務理事	
乾 伊津子	大阪市職業リハビリテーションセンター所長	
井上 泰司	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会常任幹事	
岩崎 富巳子	日本労働組合総連合会大阪府連合会政策・男女平等・教育グループ部長	
倉町 公之	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会会長	
小泉 いと子	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会理事長	
高橋 喜義	特定非営利活動法人 大阪難病連理事長	
辻 一	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会会長	
坪井 英里	大阪精神障害者連絡会事務局長代行	
平山 栄一	公益社団法人 大阪精神科診療所協会理事	
廣田 しづえ	大阪市聴言障害者協会副会長	
福田 啓子	大阪自閉症協会副会長	
藤森 次勝	一般社団法人 大阪府医師会理事	
古田 朋也	障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議議長	
溝上 久美子	大阪LD親の会「おたふく会」副代表	
三田 優子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
山内 泰典	大阪市障害児・者施設連絡協議会事業担当役員	
山中 成郎	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会理事兼福祉総括室長	
山梨 徳治	一般社団法人 大阪市肢体障害者協会副会長	
山野 一美	一般社団法人 大阪市視覚障害者福祉協会会長	

(計 20名)

大阪市障がい者施策推進協議会  
地域自立支援協議部会 委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏 名	現 職 名	備 考
芦田 邦子	特定非営利活動法人 精神障害者支援の会ヒット理事長	
石田 晋司	四天王寺大学人文社会学部准教授	
乾 伊津子	大阪市職業リハビリテーションセンター所長	
井上 芳子	大阪市発達障がい者支援センターエルムおおさか所長	
加藤 啓一郎	大阪市障害児・者施設連絡協議会役員	
川嶋 雅恵	自立生活センター・ナビ	
北野 誠一	特定非営利活動法人 おおさか地域生活支援ネットワーク理事長	
酒井 大介	かしま障害者センター館長	
栄 セツコ	桃山学院大学社会学部教授	
潮谷 光人	奈良佐保短期大学地域こども学科准教授	
慎 英弘	四天王寺大学大学院教授	
堤 俊仁	公益社団法人 大阪精神科診療所協会会長	
鳥屋 利治	特定非営利活動法人 あるる代表理事	
橋本 雅行	社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会障害者支援部長	
藤森 次勝	一般社団法人 大阪府医師会理事	
三田 優子	大阪府立大学地域保健学域准教授	

(計16名)

大阪市障がい者施策推進協議会  
発達障がい者支援部会委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏 名	補 職 名	備考
以倉 康充	大阪市こころの健康センター所長	
井上 芳子	大阪市発達障がい者支援センター所長	
岩崎 隆彦	大阪市障がい児・者施設連絡協議会（姫島こども園園長）	
里見 恵子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
田中 勝治	西宮すなご医療福祉センター院長	
福田 啓子	大阪自閉症協会副会長	
前野 哲哉	大阪市障がい者就業・生活支援センター所長	
溝上 久美子	大阪LD親の会「おたふく会」副代表	

(計8名)

## 大阪市障害者施策推進協議会条例

### (目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の合議制の機関として、本市に大阪市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会又は次条第1項の部会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

### (部会)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第7条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則(昭和47年10月2日施行、告示第565号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成6年4月1日条例第3号、平成6年6月1日施行、告示第476号)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

2 この条例の施行の日の前日において大阪市心身障害者対策協議会の委員である者の任期は、この条例による改正前の大阪市心身障害者対策協議会条例第3条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成16年10月1日条例第51号、第2条の規定、平成17年4月18日施行、告示第383号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成23年5月30日条例第37号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に委員である者については、この条例による改正後の大阪市障害者施策推進協議会条例第3条第1項に規定する委員の任期により委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則(平成24年8月10日条例第76号)

1 この条例は、交付の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置されている大阪市障害者施策推進協議会は、この条例による改正後の大阪市障害者施策推進協議会条例第1条に規定する大阪市障害者施策推進協議会とみなす。

## ◇ 用語の説明 ◇

### ICT

Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術。

### アクセシビリティ機器

障がいによって機器操作ができない場合に、その機器を改良して利便性や操作性を高めたり、本人を支援して機器を利用しやすいように工夫した機器。

### アセスメント

障がい者本人や家族の主訴を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセス

### 一次救急医療体制

休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

### インクルーシブな社会

インクルーシブは「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意。インクルーシブな社会とは、障がいの有無に関わらず、全ての人に分け隔てられることなく、ありのまま受け入れられる共生社会。

### インクルーシブ・エデュケーション

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ教育。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童・生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。

## 院内寛解・寛解

日本精神病院協会調査の在院患者分類基準。

### 院内寛解

- ① 院内の保護的環境においては、日常生活には問題はないが、一般社会においては不適応、症状増悪、再燃を起し易いもの。
- ② 社会技能訓練等の包括的なりハビリテーション・プログラムにより、或る程度の自立性が期待できるもの。

### 寛解

- ① 寛解状態にあるが、家族の受け入れ困難や生活の場の確保が困難などの社会的要因により退院できないでいるもの。
- ② 最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活できると予測されるもの。

## エンパワメント

個人が潜在的にもっている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為。

## 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となる。

## 強度行動障がい

知的障がいのある人で、強いこだわりや、著しい多動、自傷など生活環境に対する不適応行動を示し、日常生活に困難が生じている状態。本人の素質と人間関係のあり方など環境との関係においてもたらされた状態である。

## クリティカル・パス（診療計画表）

医療ケアの効率化と質の維持、医療費削減をもたらす医療管理手法で、医療、福祉等の関係者が連携する際に、入院指導、患者へのオリエンテーション、ケア処置、検査項目、退院指導などを時間軸の横軸、ケア介入を

縦軸としてスケジュール表のようにまとめ、効率的に患者のケアを行うためのワークフローシート。

### **ケアマネジメント**

生活ニーズに基づいたケア計画にそって、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。利用者の意向を尊重し、地域生活を支援することに重点をおいている。

### **高次脳機能障がい**

交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障がい等により、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指し、一見してその症状を障がいに由来するものと認識されないこともあるなど、十分な理解が得られずに適切な対応がされないことも多かったため、国は、モデル事業により標準的な診断基準や訓練プログラム等を作成するとともに、支援ネットワークづくりなどを行った。平成 18 年 10 月からは、大阪府などに高次脳機能障がい支援拠点機関を置くとともに、療育手帳や身体障がい者手帳の対象にはならなくても、障害者総合支援法による障がい福祉サービスの支給決定が受けられるようになっている。

### **交通バリアフリー法**

平成 12 年に成立した「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設及び車両等のバリアフリー化を推進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容とする。

### **小児慢性特定疾病**

児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病。



## **ジョブコーチ**

障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを実地に指導する援助者。

## **身体合併症**

精神疾患に加えて、内科・外科等の治療を必要とする疾患を有する状態。

## **精神科救急医療体制**

休日・夜間において緊急な精神科医療を提供する診療体制。

## **成年後見制度**

知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことでその人の生活を支援する制度。

## **セルフ・アドボカシー**

アドボカシーとは障がいのある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障がいのある人本人が自らの権利やニーズを表明すること。

## **特別支援学校**

障がいの重複が進む中、これまでの盲・ろう・養護学校から複数の障がいに対応した教育が行えるようにした学校制度。学校教育法の改正により、平成 19 年 4 月から実施されたが、これまでのように特定の障がいに対応した学校を設けることも可能であり、具体的にいかなる障がいに対応した学校にするかについては、学校設置者が判断することになる。

## **特別支援教育**

障がいのある幼児及び児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児及び児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援。教育的支援の対象としてきた障がい種別に加え、新たにLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等が加えられた。

## **二次救急医療体制**

休日・夜間に、精神疾患による入院治療が必要な患者のための救急診療体制。

## **ノーマライゼーション**

障がいのある人が住み慣れた地域で障がいのない人と同じように生活し活動できる社会を当たり前（ノーマル）の社会とする理念。

## **ピアカウンセリング**

自立生活などの経験を有しカウンセリング技術を身に付けた障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動。

## **リハビリテーション**

障がいのある人の全人的復権をめざす理念であり、それを実現する医学、職業、教育、社会リハビリテーションといった専門的な解決方法をいう。それぞれが個別に機能するのではなく、人の「暮らし」を見据えた総合的なリハビリテーションの推進が重要。

### 第3期障がい福祉計画の進捗状況

#### 数値目標

事項	単位	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度目標
入所施設からの地域移行	人	累計608	累計674	累計798
施設入所者数	人	1,472	1,435	1,451
入院後1年未満で退院する人の割合	%	75	75	76
入院期間5年以上で65歳以上の退院者数	人	累計156	累計176	累計150
社会的入院者数	人	727	706	852
地域生活移行支援事業による地域移行数	人	累計15	累計29	累計60
福祉施設からの一般就労への移行	人	420	477	340

#### 障がい福祉サービス等の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度 計画
		計画	実績	計画	実績	
訪問系サービス						
居宅介護	時間/月	169,697	159,577	189,551	175,374	211,728
同行援護	時間/月	21,428	20,924	28,569	29,776	30,768
重度訪問介護	時間/月	229,722	216,449	250,856	224,088	273,934
行動援護	時間/月	4,589	3,502	5,011	4,148	5,472
短期入所	日/月	4,489	4,408	4,744	4,968	5,013
日中活動系サービス						
生活介護	人/月	4,971	5,289	5,018	5,479	5,065
自立訓練(機能訓練)	人/月	90	65	90	79	90
自立訓練(生活訓練)	人/月	171	230	171	274	171
就労移行支援	人/月	462	459	516	518	569
就労継続支援A型	人/月	82	138	92	349	102
就労継続支援B型	人/月	2,676	2,633	2,814	2,911	2,952
療養介護	人/月	18	16	18	16	18
居住系サービス						
共同生活介護/共同生活援助	人/月	1,829	1,604	1,994	1,721	2,174
施設入所支援	人/月	1,507	1,472	1,479	1,435	1,451
サービス利用計画作成費						
計画相談支援	人/月	2,877	766	3,769	1,412	4,660
地域移行支援	人/月	106	25	106	19	106
地域定着支援	人/月	342	51	342	126	342

## 地域生活支援事業の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画
相談支援事業						
相談支援事業	箇所	25	25	25	25	25
住宅入居等支援事業	箇所	24	24	24	24	24
成年後見制度利用支援事業	箇所	24	24	24	24	24
地域自立支援協議会	箇所	25	25	25	25	25
発達障がい者支援センター運営事業	箇所	1	1	1	1	1
	実利用者	1,610	1,135	1,610	1,107	1,610
障がい児等療育支援事業	箇所	14	14	14	11	14
コミュニケーション支援事業	実利用者	407	306	407	324	407
	延べ派遣	1,612	2,332	1,612	2,475	1,612
日常生活用具給付等事業	件/年	60,087	58,792	62,990	59,972	66,038
移動支援事業	時間/月	118,228	115,897	121,840	118,007	131,221
地域活動支援センター						
活動支援型	箇所	94	68	94	62	94
	生活支援型	箇所	9	9	9	9
訪問入浴サービス事業	件/年	16,054	16,533	17,120	16,379	18,256
日中一時支援事業	人/月	1,902	1,368	1,902	893	1,902
奉仕員養成研修事業						
手話通訳奉仕員	人/年	1,080	792	1,080	699	1,080
	要約筆記奉仕員	人/年	40	47	40	96